

西部地区新調理場整備・運営事業

募集要項

令和7年6月5日

令和7年8月14日 修正

春日井市

目 次

第1 募集要項の定義	1
第2 事業概要	2
1 事業名	2
2 公共施設の管理者の名称	2
3 事業の対象となる公共施設等	2
4 事業の目的	2
5 事業の概要	2
(1) 施設概要	2
(2) 事業方式	3
(3) 事業期間	3
(4) 事業の範囲	3
(5) 事業者の収入	4
6 事業に必要とされる根拠法令等	5
7 事業の実施スケジュール（予定）	5
第3 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 事業者の募集及び選定の方法	6
2 選定の手順及びスケジュール	6
3 応募者の備えるべき参加資格要件	6
(1) 応募者の構成等	6
(2) 応募者の参加資格要件	8
(3) 参加資格の審査及び失格要件	11
4 参加手続等	12
(1) 募集要項等に関する事項	12
(2) 参加資格審査に関する事項	13
(3) 提案書類に関する事項	15
5 優先交渉権者の決定方法等	18
(1) 事業者選定委員会の設置	18
(2) ヒアリングの実施	18
(3) 優先交渉権者の決定及び公表	18
6 契約に関する基本的な考え方	18
(1) 基本協定の締結	18
(2) 特別目的会社の設立	19
(3) 事業契約の締結	19
(4) 契約書の内容変更	19
(5) 契約書作成費用	19
(6) S P Cの事業契約上の地位	19

第4 その他	21
1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	21
(4) 金融機関と市の協議（直接協定）	21
(5) その他	22
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	22
4 その他事業の実施に関し必要な事項	22
(1) 議会の議決	22
(2) 情報公開及び情報提供	22
(3) プロポーザル参加に伴う費用負担	22
(4) 募集要項等に関する問い合わせ及び各種データの提出先	22

第1 募集要項の定義

西部地区新調理場整備・運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、春日井市（以下「市」という。）が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として特定事業の選定を行った（令和 7 年 5 月 27 日）、西部地区新調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）に対して令和 7 年 6 月 5 日付で公告した公募型プロポーザルについての説明書である。

募集要項に添付されている次の資料は一体のものとする（総称して、以下「募集要項等」という。）。

西部地区新調理場整備・運営事業	要求水準書
西部地区新調理場整備・運営事業	審査基準
西部地区新調理場整備・運営事業	様式集
西部地区新調理場整備・運営事業	基本協定書（案）
西部地区新調理場整備・運営事業	仮契約書（案）

なお、募集要項等、令和 7 年 2 月 18 日に公表した実施方針（改訂版）及び実施方針等に関する直接対話、質問及び意見に対する回答（修正版）、令和 6 年 10 月 23 日に公表した実施方針等に関する直接対話、質問及び意見に対する回答に相違がある場合は、上記の順に適用するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等への質問に対する回答、実施方針等に関する直接対話、質問及び意見に対する回答（修正版）、実施方針（改訂版）によることとする。

第2 事業概要

1 事業名

西部地区新調理場整備・運営事業

2 公共施設の管理者の名称

春日井市長 石黒 直樹

3 事業の対象となる公共施設等

西部地区新調理場（外構、附帯施設を含め、以下「本件施設」という。）

4 事業の目的

現在、市内調理場は、稲口調理場、東部第1調理場及び東部第2調理場の3か所が稼働しており、市立小中学校52校に完全給食を提供している。

調理場整備基本計画（平成22年度策定）では、当時稼働していた4か所の調理場を順次建替えることとしており、藤山台調理場を東部第1調理場（平成26年9月開設）に、白山調理場を東部第2調理場（令和5年4月開設）にそれぞれ建替えた。

しかし、調理場整備基本計画策定時の見込みより児童生徒数の減少が進んだことから、公共施設個別施設計画（令和2年3月策定）においては、前並調理場及び稲口調理場を統合した新調理場として本件施設を整備することとし、西部地区新調理場整備基本計画（令和6年2月策定）において、その整備手法はPFI法に基づくものとし、本件施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ一体的に民間事業者委ねることとした。

以上により本事業では、学校給食衛生管理基準や食物アレルギー等に対応した、より安全安心でおいしい給食を提供できる調理場を整備・運営することを目的とする。加えて、時代に合わせた食文化の継承や、自然災害後の速やかな給食提供の再開等が可能な施設とし、長期的な観点での給食の質の確保と整備運営コストの縮減をめざす。

また、西部地区新調理場の開設後に実施する稲口調理場の解体についても、本事業に含めるものとする。

5 事業の概要

(1) 施設概要

ア 所在地

春日井市四ツ家町字二ツ杵 127 番、132～135 番及び 179 番の一部

イ 提供食数

1 日当たり 10,000 食

ウ 管轄校

小学校 10 校、中学校 5 校

(2) 事業方式

P F I 法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本件施設の設計及び建設をし、施設の所有権を市に移管した後、本件施設の維持管理、運営等を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 26 年 3 月末までとする。

(4) 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 建設業務
- (オ) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (カ) 解体工事業務（稲口調理場）
- (キ) 厨房機器調達業務
- (ク) 調理備品調達業務
- (ケ) 食器・食缶等調達業務
- (コ) 事務備品調達業務
- (サ) 配送車両調達業務
- (シ) 近隣対応・周辺対策業務
- (ス) 中間検査・しゅん工検査及び引渡し業務
- (セ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 従事者等の研修
- (ウ) 調理リハーサル
- (エ) 配送リハーサル
- (オ) 施設説明資料（パンフレット等）の作成
- (カ) 内覧会、完成式典及び試食会等の開催支援
- (キ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 厨房機器等保守管理業務

- (イ) 事務備品保守管理業務
- (ロ) 清掃業務
- (ハ) 光熱水使用量等管理業務
- (ニ) 警備業務
- (ホ) 長期修繕計画作成業務
- (コ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運営業務

- (ア) 食材検収補助業務
- (イ) 調理業務（アレルギー対応食を含む。）
- (ロ) 配送・回収業務
- (ハ) 洗浄等処理業務
- (ニ) 廃棄物処理業務
- (ホ) 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
- (ヘ) 配送車両維持管理業務
- (ニ) 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- (ケ) 管轄校内での配膳業務
- (コ) 食育・喫食促進支援業務
- (サ) 広報支援業務（場内撮影（管轄校放送用）等のデジタル食育対応支援を含む。）
- (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

（参考）

運営に関して市が実施する主な業務は次のとおりとする。

- ・食材調達業務
- ・食材検収業務
- ・献立作成業務
- ・検食
- ・栄養管理業務
- ・給食費の徴収管理
- ・食数調整
- ・広報業務（デジタル食育対応を含む。）
- ・大規模修繕業務（事業期間終了後）
- ・食に対する指導業務
- ・衛生管理監督業務

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

ア 市は、事業者が実施する施設整備業務の対価の一部として、あらかじめ定める額を一時支払金として事業者を支払う。なお、施設整備業務の対価は、物価変動に基づいて見

直すことがある。

イ 市は、事業者が実施する施設整備業務の対価について、アに規定する一時支払金を控除した額を、割賦支払金として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。

ウ 市は、事業者が実施する本件施設の維持管理業務及び運営業務の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。なお、物価変動に基づいて見直すことがある。

エ 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、本件施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については仮契約書(案)で提示する。

オ 開業準備に係る対価については、開業準備業務の終了後に一括で事業者へ支払う。

6 事業に必要とされる根拠法令等

本事業の実施にあたっては、関連法令等を遵守すること。

7 事業の実施スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュールは、おおむね以下のとおりである。

実施内容	スケジュール
優先交渉権者の決定	令和7年11月
事業契約の仮契約締結	令和8年1月
事業契約の締結	令和8年3月
本件施設の設計・建設	事業契約締結日～令和11年1月（約2年10か月）
本件施設の引渡し	令和11年1月
稲口調理場解体後の敷地の引渡し	令和12年3月
開業準備	令和11年2月～令和11年3月（2か月）
維持管理・運営	令和11年4月～令和26年3月末（15年）

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

市は、事業者の募集及び選定にあたっては、競争性や透明性を確保し、公募型プロポーザルにより行う。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の選定の手順及びスケジュールは、次に示すとおりである。

令和6年9月18日（水）	実施方針等の公表
令和6年9月30日（月） ～10月4日（金）	実施方針等に関する直接対話の実施
令和6年10月8日（火）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和6年10月23日（水）	実施方針等に関する質問・意見に対する回答
令和6年12月26日（木）	現地見学会（前並調理場及び稲口調理場）の実施
令和7年2月18日（火）	実施方針（改訂版）、直接対話、質問及び意見に対する回答（修正版）の公表
令和7年5月27日（火）	特定事業の選定・公表
令和7年6月5日（木）	事業者の公募及び募集要項等の公表
令和7年6月20日（金）	募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するもの）受付締切
令和7年6月24日（火） ～6月27日（金）	募集要項等に関する直接対話の実施
令和7年7月11日（金）	募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するもの）に対する回答
令和7年7月11日（金）	募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するものを除く。）の受付締切り
令和7年7月23日（水） ～7月25日（金）	管轄校の見学会
令和7年8月8日（金）	募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するものを除く。）に対する回答
令和7年8月20日（水）	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切
令和7年9月5日（金）	参加資格審査結果の通知
令和7年10月7日（火）	提案書類の受付締切
令和7年11月28日（金）	優先交渉権者の決定及び公表
令和7年12月	基本協定の締結
令和8年1月	事業契約の仮契約締結
令和8年3月	事業契約の締結

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者は、本事業の施設整備業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループ（以下「応募グループ」という。）により構成されるものとし、応募グループの代表企業を定める。
- イ 上記アの業務以外に、厨房機器調達業務、資金調達・事業マネジメント等を行う企業（以下「その他企業」という。）を、必要に応じて応募グループに含めることができる。また、運営業務のうち、配送・回収業務、廃棄物処理業務を行う企業をその他企業に含めることができる。
- ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）
- エ 応募グループの構成員は、以下の定義により分類される。
- 代表企業：特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、応募グループの構成員を代表し応募手続を行う企業
- 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
- 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- オ 応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員になることはできない。また、応募グループの構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募グループの構成員となることはできない。ただし、配送・回収業務及び廃棄物処理業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の応募グループの協力企業となることができる。また、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- カ 優先交渉権者となった応募グループは、仮契約締結までに春日井市内に SPC を設立し、代表企業及び構成企業は SPC に対して出資を行うこと。代表企業は出資者中最大の議決権をもつものとする。
- キ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50% 未満とする。また、全ての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式又は出資持分を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ク 応募グループの構成員は、SPC から請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託は請負に係る契約を締結する前に市に通知すること。
- ケ 代表企業、構成企業及び協力企業には、可能な限り市内に本店を有する者を含むよう

に努めること。また、下請等の契約、原材料及び事務備品等の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結すること。なお、応募者が提出した提案書類の評価にあたっては、市内に本店又は支店を有する者の活用や市内雇用の創出等について評価する。

※ 本店・支店：会社法に基づく本店・支店

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

応募グループの構成員は、次の参加資格要件を全て満たすものとする。

- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に掲げる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。
- (ウ) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。
- (エ) 前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。
- (オ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (カ) 参加資格審査書類の受付締切日から契約締結日までの間に、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (キ) 「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 3 月 19 日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (ク) 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年愛知県条例第 34 号）第 2 条に違反する者でないこと。
- (ケ) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (コ) 市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託した株式会社長大（同協力事務所としてはぜのき法律事務所、魚崎建築設計）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (サ) 選定委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (シ) 令和 6・7 年度春日井市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (ス) P F I 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。

イ 業務別の参加資格要件

応募グループの構成員のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、上記アの要件に加えてそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

なお、建設業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関係のある者が実施してはならない。

(7) 設計企業

設計業務に当たる者は、次の a から d の全ての要件を満たしていること。

ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は、次の a から d の全ての要件を満たし、他の者は a の要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した延べ面積 4,000 m²以上で、平成 26 年度以降に完了した公共施設の実施設計の実績を有していること。
- c ドライシシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める共同調理場）における設計業務実績（実施設計）を有していること。当該業務は、平成 26 年度以降にしゅん工した 5,000 食／日以上提供能力を持つ当該施設の新築実績に限る。
- d 設計業務に従事する責任者として、次の（a）から（d）の全ての要件を満たす管理技術者を配置することができること。
 - （a）建築士法第 2 条第 2 項に規定される一級建築士の資格を有する者
 - （b）常勤の自社員で 6 か月以上の雇用関係にある者
 - （c）国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した延べ面積 4,000 m²以上で、平成 26 年度以降に完了した公共施設の実施設計に管理技術者として従事した実績を有する者
 - （d）H A C C P 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「H A C C P 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、H A C C P 認証取得施設、I S O 22000 認証取得施設又は地方公共団体の行う自主衛生管理評価事業等により、H A C C P と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計の実績、ドライシシステムの学校給食施設の実施設計の実績、ドライシシステムの大量調理施設（民間施設も含む。）の実施設計の実績、H A C C P に関する書籍の出版等の実績、若しくは、H A C C P に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。

(4) 建設企業

建設業務に当たる者は、愛知県内に本店又は支店を有すること。また、次の a から f の全ての要件を満たす者を 1 者以上含めること。若しくは、次の a から d の要件を満たす者を 1 者以上及び b から f の要件を満たす者を 1 者以上含めること。

- a 平成 26 年度以降に、延べ面積 4,000 m²以上の公共施設の施工を完了した実績を有していること。なお、共同企業体（J V）で施工した場合、J V の構成員数が 3 者の場合は 20% 以上出資した者、2 者の場合は 30% 以上出資した者について実績

とみなす。

- b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可（建築一式工事）を受けていること。
 - c 建設業法に従い適正な技術者を配置でき、契約時に技術者の資格及び会社との直接かつ恒常的な雇用関係を示す書類を提出できること。
 - d 建設業法に基づく総合評定値（建築一式工事業）が市外に本店又は支店を有する者においては 1,000 点以上、市内に本店又は支店を有する者においては 650 点以上であること。
 - e 市内に本店又は支店を有すること。
 - f 参加資格審査書類の提出日において春日井市入札参加資格者名簿（建設工事）登載後 3 年を経過していること。
- ※ 本店：建設業法に基づく主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）
- ※ 支店：建設業法に基づく主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）

(ウ) 工事監理企業

工事監理業務に当たる者は、次の a から c の全ての要件を満たしていること。

ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は、次の a から c の全ての要件を満たし、他の者は a の要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した延べ面積 4,000 m²以上で、平成 26 年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。
- c 工事監理業務に従事する責任者として、次の（a）から（d）の全ての要件を満たす管理技術者を配置することができること。
 - （a）建築士法第 2 条第 2 項に規定される一級建築士の資格を有する者
 - （b）常勤の自社社員で 6 か月以上の雇用関係にある者
 - （c）国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した延べ面積 4,000 m²以上で、平成 26 年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。
 - （d）H A C C P 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「H A C C P 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、H A C C P 認証取得施設、I S O 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、H A C C P と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設計の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む。）の実施設計の実績、H A C C P に関する書籍の出版等の実績、若しくは、H A C C P に関する審査員資

格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号）が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

(イ) 維持管理企業

維持管理業務に当たる者は、次のaの要件を満たしていること。

ただし、維持管理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者が満たしていること。

- a 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000 m²以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の全般的な維持管理業務の実績を有していること。

(ロ) 運営企業

運営業務に当たる者は、次のa、bの要件を満たしていること。

ただし、運営業務に当たる者が複数である場合は、調理業務に当たる者のうち1者が次のa、bの要件を満たしていること。

- a 平成26年度以降に、5,000食／日規模のドライシステムの学校給食調理場又はドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む。）において、元請としての調理業務の実績を有していること。
- b HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営の実績、ドライシステムの学校給食施設の運営の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む。）の運営の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号）が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

(3) 参加資格の審査及び失格要件

参加資格の審査基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切日とする。ただし、参加資格の審査基準日から契約締結までの期間に、応募グループの構成員が上記の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、市と協議の上、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については変更できるものとする。

4 参加手続等

(1) 募集要項等に関する事項

ア 募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するもの）の受付

募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するもの）を次のとおり受け付ける。

(7) 受付期間：令和7年6月20日(金)17時まで

(4) 提出方法：電子メールにより募集要項等の参加資格審査に関する質問書(様式1-1)を提出すること。

イ 募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するものを除く。）の受付

募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するものを除く。）を次のとおり受け付ける。

(7) 受付期間：令和7年7月11日(金)17時まで

(4) 提出方法：電子メールにより募集要項等の参加資格審査に関する質問書(様式1-2)を提出すること。

ウ 直接対話の実施

募集要項等に関する直接対話への参加を次のとおり受け付ける。直接対話は応募グループごとに行うものとし、参加人数は1グループ10名までとする。

- ・受付期間：令和7年6月13日(金)17時まで

- ・提出方法：電子メールにより直接対話の参加申込書(様式1-3)及び直接対話の内容(様式1-4)を提出すること。

エ 募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するもの）に対する回答

募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するもの）に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年7月11日(金)に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

オ 募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するものを除く。）に対する回答

募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するものを除く。）に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関係し、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年8月8日(金)に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

カ 管轄校の見学会の実施

管轄校の見学会は、令和7年7月23日(水)から7月25日(金)に管轄校全校(1

日あたり 5 校、3 日間で全 15 校を想定。)を対象に実施予定である。参加を希望する場合は、申込書を提出すること。詳細は、市より参加申込書提出者に個別に連絡する。

- ・受付期間：令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時まで
- ・提出方法：電子メールにより管轄校の見学会参加申込書（様式 1 - 5）を提出すること。

(2) 参加資格審査に関する事項

応募者は、参加資格審査申請書類を提出し参加資格の審査を受けること。

なお、期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

ア 参加資格審査申請書類の提出書類、受付期間、提出場所及び提出方法

(7) 提出書類

参加資格審査申請に関する提出書類（様式 2 ～ 2-13）

(4) 受付期間

令和 7 年 8 月 12 日（火）～ 8 月 20 日（水）9 時～17 時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(5) 提出場所

愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

春日井市教育委員会事務局学校給食課

(1) 提出方法

参加資格審査申請書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

イ 参加資格審査申請書類の作成

参加資格審査申請書類は、様式集に定めるところに従い作成すること。

ウ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知は、参加資格審査申請書類を提出した者に対して、書面により令和 7 年 9 月 5 日（金）に通知する。

エ 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格審査により、プロポーザル参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(7) 受付期間

令和 7 年 9 月 11 日（木）～ 9 月 17 日（水）9 時～17 時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(4) 提出場所

愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

春日井市教育委員会事務局学校給食課

(ウ) 提出方法

説明要求としてプロポーザル参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式 3-1）を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(エ) 回答

説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から 7 日以内に書面により行う。

オ プロポーザル参加者等の構成

参加資格審査基準日後は、応募グループの構成員の変更及び追加は原則として認めない。

カ プロポーザル参加を辞退する場合

参加資格審査基準日後、プロポーザル参加を辞退する場合は、辞退届（様式 3-3）を提案書類等の提出期限までに春日井市教育委員会事務局学校給食課に持参し提出すること。

キ 参加資格審査基準日

参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書類の受付締切日とする。

ク 参加資格審査以降の取扱い

(7) 応募グループの構成員が、優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、プロポーザルに参加することはできない。

ただし、応募グループの代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、応募者は市と協議を行うこととする。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがある。

(4) 優先交渉権者の決定から本契約締結までの間に、優先交渉権者となった応募グループの構成員に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

ただし、応募グループの代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外又は変更し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。その内容を市が承認した場合に限り、優先交渉権者選定のための審査の対象とすることがある。

ケ その他

(7) 参加資格審査申請書類の作成及び提出に必要な費用は、応募者の負担とする。

(4) 市は、提出された参加資格審査申請書類をプロポーザル参加資格の審査以外の目的

で応募者に無断で使用しない。

(3) 提案書類等に関する事項

本プロポーザルに参加資格を有する応募者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、本事業に関する提案内容に関する提出書類（以下「提案書類」という。）及び提案価格に関する提出書類（以下「提案価格書等」という。）を次により提出すること。

ア 提案に関する提出書類、受付期間、提出場所及び提出方法

(7) 提出書類

本プロポーザルに関する提案書類（基礎審査に関する提出書類（様式5～5-7）、性能審査に関する提出書類（様式6～6-20）及び図面集（様式7～7-2②、任意））及び提案価格書等（様式4-2～4-4④）を提出すること。

なお、提案価格書等については、封筒に厳封の上押印し、裏面も封印を押して提出すること。

(4) 受付期間

令和7年10月1日（水）～10月7日（火）9時～17時（土曜日及び日曜日を除く。）

(5) 提出場所

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市教育委員会事務局学校給食課

(6) 提出方法

(a) 提案書類及び提案価格書等（以下「提案書類等」という。）は、様式集に定める部数を参加者の代表企業が、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

イ 提案審査にあたっての留意事項

(7) 募集要項の承諾

プロポーザル参加者は募集要項の記載内容を承諾の上、提案すること。

(4) 費用負担等

提案書類等の作成並びに提出等本プロポーザルに関し必要な費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。

(5) 提案書類等の提出方法

提案書類等は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、提案書類等の提出にあたっては、参加資格審査結果通知書の写しを必ず持参すること。

(6) 代理人等

プロポーザル参加者は、代理人をして提案させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

(a) 棄権

プロポーザル参加者が、提案書類等の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、

棄権したものとみなす。

(カ) 公正なプロポーザルの確保

プロポーザル参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。プロポーザル参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者又はその代理人をプロポーザルに参加させず、プロポーザルの執行を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 金額の記載等

a 提案上限価格

12,004,000,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

なお、市の算定根拠は公表しない。

b 提案金額の記載

提案金額は、様式集 (様式 4-2) の提案価格書に記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は Refinitiv (登録商標) より提供されている令和 7 年 9 月 8 日の 10 時 30 分現在の東京スワップレファレンスレート (TONA 参照) JPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベース 15 年もの (円/円) 金利スワップレートとし、物価変動率は見込まないものとする。

提案書類の提出時には、応募者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、令和 7 年 9 月 8 日の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、仮契約書 (案) に定める基準金利にて算定される額とする。

ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利 0 %」と読み替えるものとする。

(ク) 一時支払金

a 本件施設の施設整備業務への対価

施設整備業務のうち、設計業務 (基本設計・実施設計)、工事監理業務及び建設業務への対価については、本件施設の引渡し後に一括で支払う一時支払金と、本件施設の引渡し後から本件事業期間の終了までの間に割賦で支払う割賦支払金に分けて支払う。

一時支払金は、国庫補助金 (学校施設環境改善交付金) 及び地方債を充てる予定であり、その計算式は次のとおりとする。

項目		内容
(A 一時支払金) ※ 1	A 学校施設環境改善交付金対象経費 (1, 488, 938 千円)	$A = a1 + a2 + a3$ $a1 \text{ 学校施設環境改善交付金相当額} = (744, 469 \text{ 千円})$ $a2 \text{ 起債 (交付金対象額分)} = (A - a1) \times 90\% = (670, 022 \text{ 千円})$

		a 3 その他 = A - a 1 - a 2 = (74,447千円)
	B 学校施設環境改善交付金 対象外経費※3	B = {(対象となる施設整備業務費※2の合計額) - A} × 75%

※1 消費税及び地方消費税相当額（消費税率：10%）を含む

※2 仮契約書（案）別紙4-1の「施設整備業務費」のうち、調理備品調達業務、食器・食缶等調達業務、事務備品調達業務、配送車両調達業務に係る費用を控除した金額

※3 Bは10万円未満を切り捨てた後にAと合計

なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、学校施設環境改善交付金の単価及び起債の充当率等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、合理的な範囲で市が負担する。また、当該一時支払金に変更となった場合、割賦支払金で変更額を調整するとともに、変更後の割賦支払金に合わせて割賦手数料を調整する。

ただし、割賦支払金のうち割賦元本の消費税相当額については、一時支払金の支払い時に消費税相当額として一括して事業者を支払う。

b 解体工事業務（稲口調理場）への対価

市は、解体工事業務（設計及び工事監理を含む。）への対価は、解体工事完了後に一括で支払う。

(k) 提案時算定用年間提供給食数

提案価格の算定にあたっては、要求水準書第1-3(7)クの「給食想定食数」に基づいて算出すること。

なお、年間給食提供日数190日とする。

(c) 本事業に関する提案内容を記載した提案書類の取扱い

a 著作権

提案書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、優先交渉権者の提案書類の一部又は全部を無償で利用できるものとする。また、優先交渉権者以外の提案については、本事業の審査結果の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。

c 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、プロポーザルの検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、1つの提案しか行うことができない。

e 提案価格書の変更禁止

提案価格書の変更はできない。ただし、提案書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

f 提案価格書の変更禁止

本プロポーザルに関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

g 契約保証金

仮契約書（案）による。

5 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザル方式とし、審査は、参加資格審査と提案審査の2段階で実施する。詳細は審査基準を参照すること。

(1) 事業者選定委員会の設置

提案書類の審査は、学識経験者等で構成する西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会が行う。

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めるため、プロポーザル参加者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、プロポーザル参加者に対して通知する。

(3) 優先交渉権者の決定及び公表

ア 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

市ホームページで公表する。

ウ 優先交渉権者を決定しない場合の措置

応募者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市ホームページで公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は優先交渉権者として決定された応募者と基本協定を締結する。

ただし、優先交渉権者として決定された応募グループの代表企業以外の構成企業及び協力企業が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、市は基本協定の締結にあたり、市が別途指定する期間内に、当該企業に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める企業による補完を求める場合がある。

(2) 特別目的会社の設立

優先交渉権者として決定された応募者は、基本協定に従い、事業契約の仮契約締結までに、本事業を実施するため、SPCを会社法に定める株式会社の形態で、事業用地を除く春日井市内に設立するものとする。

応募グループの構成企業は、SPCに対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えること。

なお、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式又は出資持分を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は優先交渉権者として決定された応募者が設立するSPCと仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、優先交渉権者として決定された応募グループの代表企業以外の構成企業及び協力企業が本契約までの間に指名停止等に該当する場合には、市が別途指定する期間内に、当該企業に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める企業による補完を求める場合がある。

なお、市は優先交渉権者の事由により本契約を締結できない場合は、基本協定に規定する違約金を請求することがある。

SPCは、本契約の締結の前に契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約の締結の前に当該履行保証保険に加入しなければならない。）をしなければならない。

(4) 契約書の内容変更

SPCとの契約に際し、契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(5) 契約書作成費用

契約書の検討に必要なSPC側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) SPCの事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPCは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担

保提供その他の方法により処分してはならない。

第4 その他

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、春日井市役所の所在地を管轄する裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出や実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかったときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ることに、又は、事業契約を解約することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

ウ 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

イ 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるように、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

(5) その他

その他事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるように努める。

また、市は本事業においての交付金及び地方債等を充当することを想定しているため、事業者は、交付金又は起債の申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

4 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和 8 年 3 月市議会定例会に上程する予定である。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページにて適宜公表する。

(3) プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザル参加に伴う費用は、全て事業者の負担とする。

(4) 募集要項等に関する問い合わせ及び各種データの提出先

募集要項等に関する問い合わせ及び各種データの提出先は、次のとおりとする。

担当部署：春日井市教育委員会事務局 学校給食課
所在地：愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地
電話：0568-85-6342
F A X：0568-85-0991
電子メールアドレス：kyusyoku@city.kasugai.lg.jp
ホームページアドレス：https://www.city.kasugai.lg.jp/